

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成三十年三月三十日

広島県知事 湯崎英彦

広島県規則第十八号

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部 を改正する規則

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十九年広島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削り、第二条から第五条までを二条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

（監事の職務及び監査報告の作成）

第二条 監事（法第十二条に規定する監事をいう。以下同じ。）は、法第十三条第四項に規定する職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（法第十二条に規定する役員（監事を除く。）をいう。第一号並びに第四項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

- 一 法人の役員及び職員
- 二 前号に掲げる者のか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 三 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 四 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- 五 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 監事の監査の方法及びその内容
 - 二 法人の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標（法第二十五条第一項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
 - 三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
 - 四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実
 - 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
 - 六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令（

平成十五年政令第四百八十六号)、地方独立行政法人法施行規則(平成十六年総務省令第五十一号)及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第八条を次のように改める。

(業務実績等報告書)

第八条 法第七十八条の二第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに、業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第十四条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(会計監査人の職務及び会計監査報告の作成)

第十三条 法第三十五条第一項の会計監査人は、同項の監査を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 法人の役員(監事を除く。)及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。)が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他的一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他的一般に公正妥

当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キヤツシユ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

第十一条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十一條 法第三十四条第二項に規定する規則で定める事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法人に関する基礎的な情報

イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設置団体名、組織図その他法人の概要
ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

ニ 存在する学生の数

ホ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ヘ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

ト 非常勤職員の数

二 財務諸表の要約

三 財務情報

イ 財務諸表に記載された事項の概要

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳

口 財務情報及び業務の実績に基づく説明

五 その他事業に関する事項

第十九条の次に次の二条を加える。

(内部組織)

第二十条 法第五十六条の二第一号に規定する離職前五年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行の日以後のものに限る。）として次に掲げるものであつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。）が離職前五年間に在職していたものとする。

一 理事

二 監事

三 県立広島大学

(管理又は監督の地位)

第二十一条 法第五十六条の二第二号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長若しくは法人の職員の給与の支給の基準により管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。